

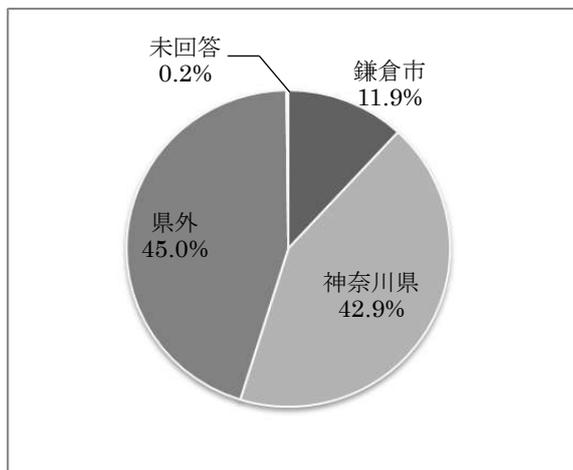
2 アンケート概要

美術館運営の参考として、入館者の利用意向を把握する目的からアンケート調査を実施している。

毎年、特別展と収蔵品展の各1回を対象に実施。ここでは、平成19年度から23年度にかけてのアンケートの結果をまとめる。

ただし、設問の見直しをしているため、項目によっては対象となる年度が限定されているものもある。

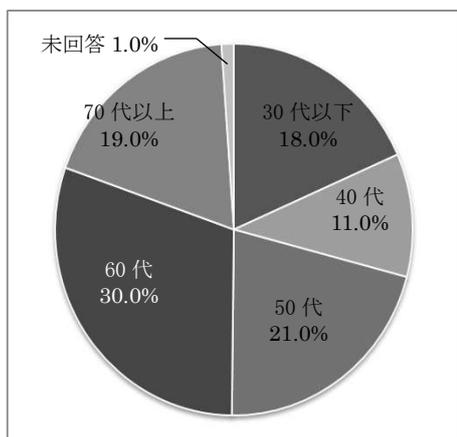
(1) 居住地域



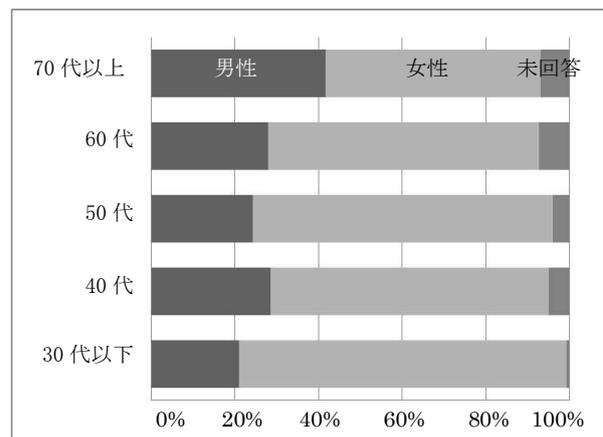
鎌倉市内を含む神奈川県内の居住者で全体の半数以上を占める。県外からの来館者の内訳では、東京都居住者が約40%と最も多く、埼玉県、千葉県居住者がそれぞれ約10%で続く。静岡県を含む中部地域からの来館者も約10%を占めている。

(2) 性別年齢

年齢分布

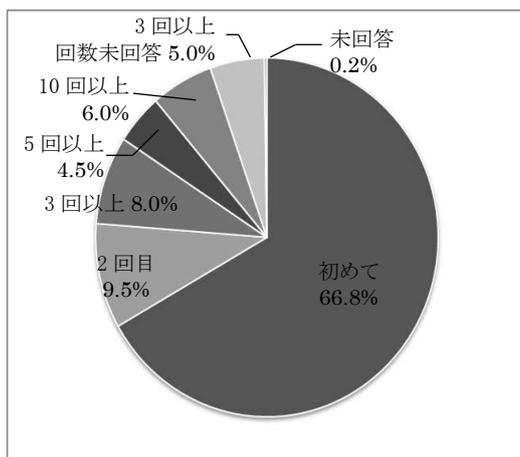


年齢別男女比



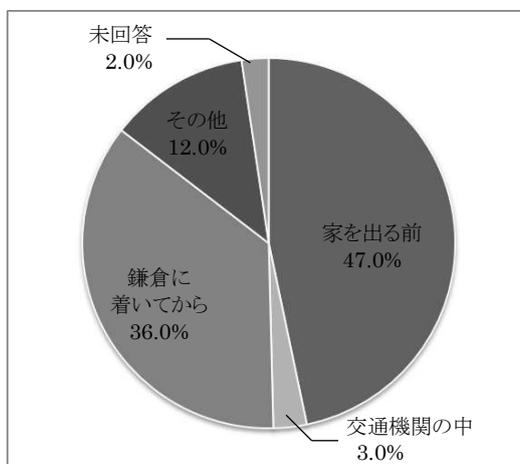
50代、60代で約半数を占める年齢分布は、他の世代も含め、開館時から平成18年度までの10年間ほとんど変わっていない。男女比では各年齢において6割から8割と女性の比率が高いものの、年齢層が上がるにつれて男性の比率も増える傾向にある。

(3) 来館回数



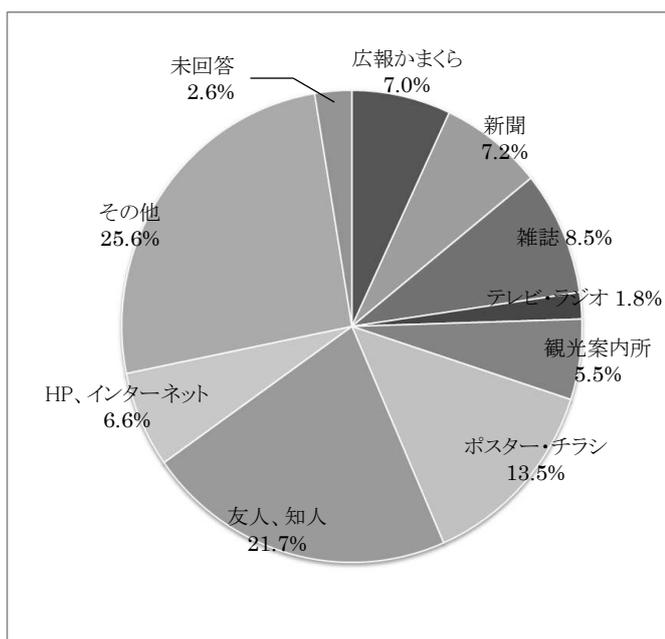
初めて来館した人が7割弱を占める。来館回数の分布は開館時から平成18年度までの10年間とほぼ変わらない。

(4) 来館決定時期 (※H20年度からの設問)



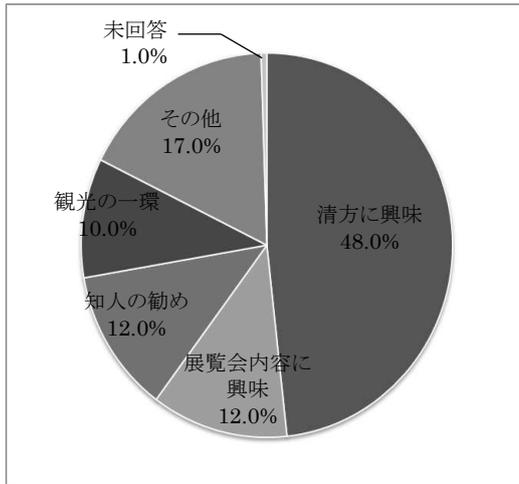
来館決定時期について「鎌倉に着いてから」という回答が4割近くを占めており、観光地鎌倉という立地から、観光の途中で来館を決める来館者が多いことがうかがえる。

(5) 情報入手元



「その他」の内容：
他の施設で(他美術館・博物館等)、宿泊施設・店舗等で、通りがかり、散策・観光の途中で、学校で、以前来たことがある、ツアーのコースに含まれていた、など。

(6) 来館理由 (※H20 年度からの設問)

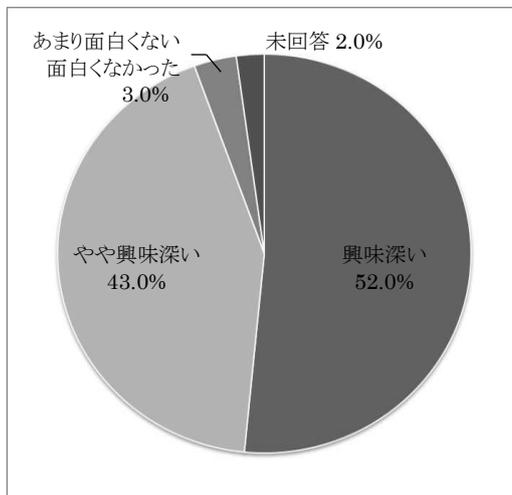


「その他」の内容:

日本画に興味がある、散策・観光の途中で見つけて、学校の行事で、美術館巡りが趣味、建物にひかれて、チケットをもらった、など。

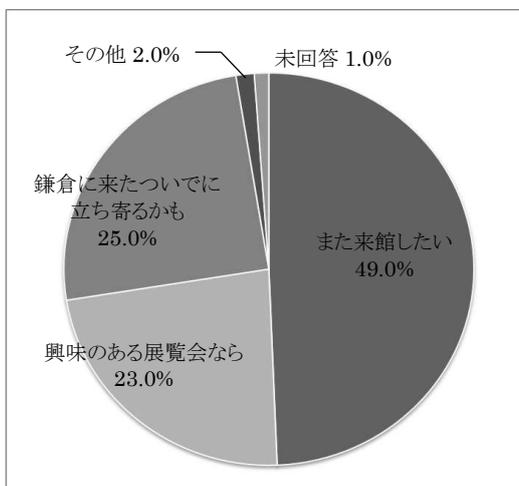
(7) 内容評価

(※選択回答の内容に各年度で変更があったため、統一後の22年度と23年度を対象とする。)



(8) 今後の来館意向

(※選択回答の内容に変更があったため、統一後の21年度以降を対象とする。)



「その他」の内容:

わからない、未定、遠方なのでなかなか来ることができない、など。

5 広報・宣伝

- 電柱広告掲出
- 京急バス・車内放送(H19年度)
- JR 駅貼りポスター掲出(H20年4～6月)
- 江ノ電電車車額広告掲出(H20年11～12月)
- 鎌倉駅周辺案内図広告掲出(H21年度)
- フリー鎌倉観光ガイド広告掲出(H21年10月、H22年1月、H22年4～9月、H23年度)
- フリー鎌倉英語ガイド広告掲出(H22年1月、6月)

この他、ホームページ上での情報提供を随時行い、鎌倉市発行の「広報かまくら」でも展示事業及び普及事業についての情報提供を行っている。また、ご協力いただける近隣の店舗・事業所等に、展覧会ごとのポスター・チラシの掲示及び割引券の設置を依頼している。

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
新聞等への情報掲載	162	112	143	128	182
来館取材対応	16	13	10	8	12

6 共催・連携

「古都鎌倉 秋の施設めぐり スタンプラリー」

主催: 鎌倉市都市景観課 日時: 平成19年10月20日(土)、21日(日)

「第二回 鎌倉芸術祭」

主催: 第二回鎌倉芸術祭実行委員会

【日展百年記念特別展 鏑木清方と官展】 会期: 平成19年10月20日(土)～11月25日(日)

「第三回 鎌倉芸術祭」

主催: 第三回鎌倉芸術祭実行委員会

【特別展 清方の芝居絵】 会期: 平成20年11月1日(土)～12月7日(日)

「第四回鎌倉芸術祭 鎌倉市制70周年記念美術展 三人の名匠—鏑木清方、有島生馬、高田博厚」

会場: 鎌倉生涯学習センター他 会期: 平成21年12月2日(火)～7日(月)

出品作品: 『講談雑誌』口絵10点(秋のおとづれ、嬌音、浮いて鳴の、光のどけき、菖蒲湯、盆提灯、戀の湊、九月の海、旅愁、朝寒)、『文藝倶楽部』口絵7点(ゆふ暮、あさ露、夜長、爪紅、鸚鵡、八幡鐘、灯ともし頃)、渡邊霞亭著『勝鬨』口絵2点

「鎌倉小町通り・八幡宮エリア ミュージアムめぐりのすすめ」

会場: 鎌倉市鏑木清方記念美術館、鎌倉市川喜多映画記念館、神奈川県立近代美術館 鎌倉

【いつでも参加できるスタンプラリー】

期間: 平成22年11月13日(土)～平成23年1月16日(日)

【学芸員が案内するキュレーターズツアー】

日時: 平成22年11月20日(土)、平成23年1月15日(土)

「鎌倉小町通り・八幡宮エリア ミュージアムめぐりのすすめ」

会場: 鎌倉市鏑木清方記念美術館、鎌倉市川喜多映画記念館、神奈川県立近代美術館 鎌倉、鎌倉国宝館

【いつでも参加できるスタンプラリー】

会期: 平成23年4月9日(土)～平成23年10月10日(月・祝)

【学芸員が案内するキュレーターズツアー】

会期: 平成23年5月22日(日)、6月18日(土)、7月2日(土)、8月20日(土)、9月3日(土)

7 企画協力

「鑑木清方の芸術」

会場:美術館「えき」KYOTO 会期:平成20年1月2日～1月27日

【協力内容】

企画、章立て、キャプション・年譜作成、広報、物販

【出品作品】

先師の面影、寒月、孤児院、深沙大王、教誨、浅みどり、暮れゆく沼、嫁ぐ人、朝涼、虫の音、早春、金色夜叉、二人静、舞妓、僧房春蘭(牡丹の寺)、大和路の或る家、下絵 5点(築地明石町、霽れゆく村雨、三遊亭圓朝像、小説家と挿絵画家(三)、たけくらべの美登利)、朝涼のためのスケッチ(2点)、曲亭馬琴のためのスケッチ、僧房春蘭(牡丹の寺)スケッチ、大和路の或る家 唐招提寺南大門前スケッチ、泉鏡花著作口絵等 15点(三枚續、起誓文、舞の袖、紅雪録、風流線(下絵、差上げ、校正摺)、風流線2点、瓔珞品、無憂樹、式部小路、神鑿、戀女房)、『文藝俱樂部』口絵 18点(花吹雪、あさ露、春を待つ、そゞろあるき、白鳥、鸚鵡、ゆふ暮、伽羅、餅むしろ、緋桃、八幡鐘、夜長、白魚、都鳥、ひともし頃、こすもす、爪紅、紅さす女)、新小説口絵 10点(店暖簾、沼の女、祝ひ月 東京風俗、津軽海峡、瑞香 百花百姿、八重子、和歌の浦、五日市、虎の門、空虚)、『文藝俱樂部』附録 4点(新案雙六當世二筋道、新年附録時代美人風俗雙六、軍国をんな雙六、新年大附録「松の内」)

「清方ノスタルジア—名品でたどる鑑木清方の美の世界—」

会場:サントリー美術館 会期:平成21年11月18日～平成22年1月11日

【協力内容】

企画、章立て、キャプション・年譜作成、図録執筆、広報、物販

【出品作品】

小楠公弁内侍を救う、栗をむく娘、寺子屋画帖、秋宵、嫁ぐ人、朝涼、虫の音、桜乙女、砧、曲亭馬琴、深沙大王、慶喜恭順、女役者衆八、早春、雨華庵風流、鍾馗、菊慈童、朝夕安居、下絵 6点(雨華庵風流、朝夕安居、女役者衆八、五月雨、山東京伝、断崖)、『文藝俱樂部』口絵 5点(伽羅、餅むしろ、八幡鐘、汐干狩、小春)、『新小説』口絵 1点(大鳥毛)、幸田露伴著『天うつ浪』口絵、深沙大王校正稿、『文藝俱樂部』新年附録時代美人風俗雙六、風呂敷6点、袱紗2点、テーブルセンター2点、団扇6点、遺愛品、作品制作パネル、新聞挿絵資料パネル、雑誌 10点

IV 資料

1 施設概要

所在地	神奈川県鎌倉市雪ノ下1丁目5番25号
敷地面積	1,007.52㎡
建物面積	496.17㎡
延床面積	464.96㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建
諸室面積	展示室 93㎡ 画室 28㎡ 映像コーナー 16㎡ ホール・休憩コーナー 228㎡



2 利用案内

開館時間	午前9時～午後5時（入館は4時30分まで）
休館日	月曜日（祝日の場合は開館し、翌平日を休館） 年末年始 展示替期間など
観覧料	収藏品展 一般 200円（140円） 小・中学生 100円（70円） 特別展 一般 300円（210円） 小・中学生 150円（100円） ※（ ）内は20名以上の団体料金

交通案内 JR横須賀線・江ノ電「鎌倉駅」下車、小町通りを北に徒歩7分左折



3 入館者数

※表の網掛け部分は特別展

	展覧会名	会 期	日数	入館者数	人/日
平成 19 年度	清方の美人画	H19/04/26-05/30	31	4,990	161
	市井の暮らしと女性たち	H19/06/02-07/08	31	3,400	109
	『東北新聞』から「霽れゆく村雨」まで【第一期】	H19/07/12-08/26	40	2,235	55
	『東北新聞』から「霽れゆく村雨」まで【第二期】	H19/08/30-10/17	42	2,851	67
	鏑木清方と官展	H19/10/20-11/25	31	4,040	130
	清方の作品と下絵	H19/11/29-12/20	19	1,341	70
	正月の風情と羽子板展	H20/01/04-02/11	35	2,749	78
	女性が惹かれた美人たち【第一期】	H20/02/17-03/23	31	2,350	75
	女性が惹かれた美人たち【第二期】	H20/03/27-04/20	22	2,174	98
	平成 19 年度計			282	26,130
平成 20 年度	清方の美 —その叙情—	H20/04/24-05/28	31	4,449	143
	鏑木清方展	H20/05/31-07/06	31	3,848	124
	鏡花作 清方描く	H20/07/10-09/03	48	2,915	60
	清方の美 秋の情趣	H20/09/06-10/29	46	4,658	101
	清方の芝居絵	H20/11/01-12/07	31	3,419	110
	挿絵に見る清方の美	H20/12/11-12/21	10	620	62
	清方芸術 羽子板になる	H21/01/04-02/01	26	2,081	80
	清方美の誕生 —下絵等との比較— 【第一期】	H21/02/07-03/25	40	2,952	73
	清方美の誕生 —下絵等との比較— 【第二期】	H21/03/28-04/22	22	2,040	92
	平成 20 年度計			285	26,982
平成 21 年度	鏑木清方 ローマ開催日本美術展と関西への旅	H21/04/25-05/27	31	3,164	102
	清方と隅田川	H21/05/30-07/05	31	3,192	103
	清方の夏休み —涼を求めて—	H21/07/10-08/30	45	2,477	55
	清方と巡る神奈川【第一期】	H21/09/03-10/04	28	2,927	104
	清方と巡る神奈川【第二期】 初公開「桜もみぢ」	H21/10/08-11/03	24	2,523	105
	清方と巡る東京	H21/11/07-12/13	31	3,401	109
	清方の正月 羽子板展	H21/12/22-H22/01/24	22	3,088	140
	江戸の面影 —清方が描く徳川慶喜、曲亭馬琴…そして江戸美人—	H22/01/28-02/21	22	2,055	93
	明治の風俗画	H22/02/27-04/11	38	3,905	102
	平成 21 年度計			272	26,732
平成 22 年度	鏑木清方、日本画家をめざして —鳥合会時代の作品を中心に—	H22/04/15-05/09	31	3,616	116
	鏑木清方、弟子たちとの関わり —郷土会展を中心に—	H22/05/22-06/27	31	3,155	101
	鏑木清方の生きた時代	H22/07/03-08/22	44	2,883	65
	鏑木清方と官展 【第一期】	H22/08/26-09/26	28	2,570	91
	鏑木清方と官展 【第二期】	H22/09/30-11/03	30	2,748	91
	七絃会開催八十周年記念展 主情派、清方の美	H22/11/06-12/12	31	3,182	102
	明治への思慕 —百貨店開催の押絵羽子板「明治風俗十二カ月—	H22/12/18-H23/02/06	39	3,053	78
	日本画家と挿絵の制作【第一期】—泉鏡花とのかかわり—	H23/02/11-03/21	34	2,007	59
	日本画家と挿絵の制作【第二期】—樋口一葉への憧憬—	H23/03/25-04/24	27	2,031	75
	平成 22 年度計			295	25,245

	展覧会名	会 期	日数	入館者数	人/日
平成 23 年度	清方の《娘道成寺》と明治の風情	H23/04/28-06/01	31	3,302	106
	清方描く、歌舞伎、新派、文学	H23/06/04-07/10	31	3,071	99
	清方、物語を絵にする	H23/07/15-08/28	39	2,918	74
	清方、秋の情趣	H23/09/01-10/02	28	2,326	83
	清方描く、江戸情趣	H23/10/06-10/30	22	2,450	111
	清方、三遊亭圓朝との出会いと芝居への愛慕	H23/11/03-12/09	31	3,042	98
	新春 羽子板展	H23/12/14-H24/01/29	36	2,837	78
	清方と舞台【第一期】	H24/02/07-03/11	30	2,638	87
	清方と舞台【第二期】	H24/03/15-04/15	28	1,612	57
		平成 23 年度計		276	24,196

4 美術館設置条例

鎌倉市鏑木清方記念美術館条例
(平成10年3月30日 条例第18号)

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鏑木清方の業績を永く後世に伝えるとともに、市民の教育、学術及び文化の発展に資するため、鎌倉市鏑木清方記念美術館(以下「美術館」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鎌倉市鏑木清方記念美術館	鎌倉市雪ノ下一丁目5番25号

(事業)

第3条 美術館の事業は、次のとおりとする。

- (1) 鏑木清方に関する美術品及び美術資料等(以下「鏑木美術品等」という。)の収集、保管、展示及び利用
- (2) 鏑木美術品等の調査及び研究
- (3) その他美術館の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 次に掲げる美術館の管理に関する業務(以下「指定管理業務」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 美術館の利用の承認等に関する業務
- (2) 美術館の施設及び設備並びに鏑木美術品等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (3) 美術館の事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他教育委員会が定める業務

(休館日)

第5条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、同日後に最初に到来する日で休日以外の日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 美術館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第7条 美術館を利用しようとする者(鑄木美術品等を観覧しようとする者を除く。)は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の承認をするに当たり美術館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。
- (1)美術館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2)施設等を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3)その他美術館の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金の支払)

第8条 前条第1項の承認を得た者又は美術館において鑄木美術品等を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめその利用又は観覧に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(利用料金の減免)

第9条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第10条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(鑄木美術品等の特別利用)

第11条 美術館が保管し、又は展示している鑄木美術品等を学術研究等のために特別に利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を承認しないものとする。
- (1)鑄木美術品等の保全上支障があると認められるとき。
- (2)美術館の管理上支障があると認められるとき。
- (3)その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(利用の承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の承認を取り消し、又はその利用若しくは観覧を拒み、若しくは制限することができる。

- (1)第7条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2)第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3)その他やむを得ない理由により、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第13条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第14条 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当と認められる者について教育委員会が指定する。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 美術館の適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 安定した経営基盤を有していること。
- (5) 管理経費の縮減が図られること。
- (6) 美術館の役割を適切に担えること。

2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、教育委員会が別に規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において別に規則で定める日から施行する。

(平成10年3月規則第40号により同年4月17日から施行)

付 則(平成15年12月10日条例11)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年7月4日条例6)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条中「について」を「関し」に改め、同条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える改正規定(指定管理者の指定に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

別表(第8条)

1 美術館の利用に係る利用料金の上限額

業として行う写真撮影等	1時間につき 10,000 円
-------------	-----------------

備考 利用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

2 観覧に係る利用料金の上限額

区 分	収蔵品展		特別展
	個 人	団 体(20人以上)	
一 般	一人につき 200 円	一人につき 140 円	一人につき 300 円
小学生及び中学生	同 100 円	同 70 円	同 150 円

備考 一般とは、15歳以上の者(中学生を除く。)をいう。